

## 中小造船業の現状と対策について

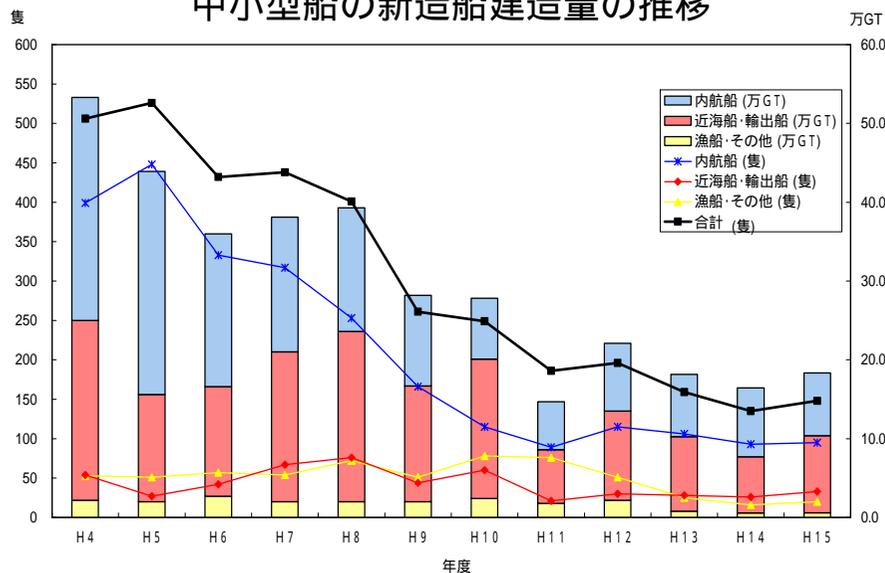
# 1. 中小造船業の現状について

中小型船の建造量は、平成9年度以降激減。平成11年度は、総トン数ベースで平成4年度の約4分の1まで減少。平成12年度は若干回復したものの、依然として厳しい業況である。

特に、内航貨物船の建造造船所（複数隻の建造実績があるもの）の数<sup>(注)</sup>は、平成2年から5年の3年間で104社だったが、平成13年から16年の3年間では31社となり、約70%減少。多くが修繕やブロック建造へ移行。また、一部は発注が堅調な近海船の建造に移行。平成16年度になって、鋼材需給逼迫が顕在化。工程への影響が深刻化。

(注) 内航船舶明細書 ((社)日本海運集会所) データより

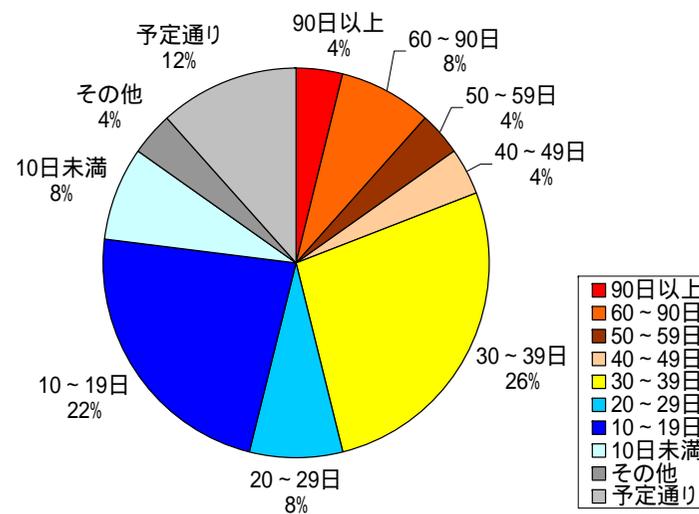
### 中小型船の新造船建造量の推移



年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
隻数	506	526	432	438	401	261	249	186	196	159	135	148
千GT	533	439	360	381	393	282	278	147	221	182	164	184

(注) 1. 造船課調べによる。 2. 総トン数 100GT 以上、5,000GT 未満の船舶。

### 鋼材納入状況



遅れ日数	10日未満	10~19日	20~29日	30~39日	40~49日	50~59日	60~90日	90日以上	その他	予定通り
10月末	0社	5社	4社	6社	0社	1社	2社	2社	1社	4社
12月末	2社	6社	2社	7社	1社	1社	2社	1社	1社	3社

(注) (社)日本中小型造船工業会調べ (新造船所 26社)

## 2 . 中小造船業対策について

### (1) 経営基盤の強化

平成12年12月、中小企業経営革新支援法に基づき、「船舶（総トン数が1万トン以上のものを除く。）船舶用機械又は船舶用品の製造又は修理業」を特定業種として業種指定。平成13年11月には、当該業界の組合等により策定された経営基盤強化計画（5カ年以内）を国土交通大臣及び経済産業大臣が承認。これにより、当該計画に基づいた事業を実施する際には、金融、税制上の各種優遇措置等を受けることが可能となった。

### (2) 統合3法

異なる分野で事業を営む中小企業が連携してそれぞれの強みである経営資源を組み合わせる新たな事業分野の開拓を図る取組(異分野連携新事業分野開拓)を支援する制度を創設するとともに、中小企業の新たな事業活動の促進を総合的に図るため、「中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法」及び「新事業創出促進法」において規定していた支援措置を「中小企業経営革新支援法」に整理統合するとともに、法律名を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改正する法案が、現在、国会で審議中。平成17年4月施行予定。

### (3) 信用補完

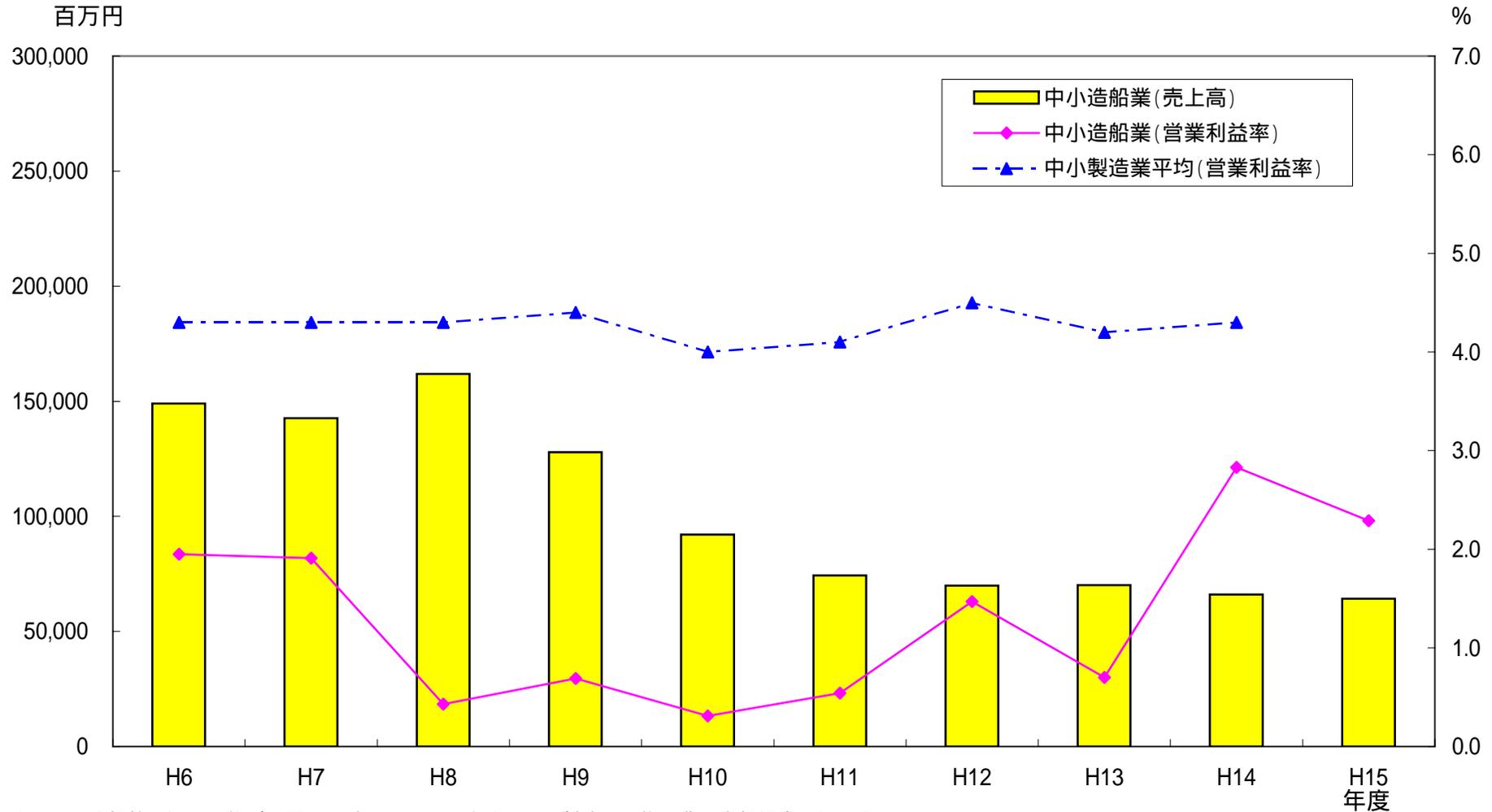
「船舶（総トン数が1万トン以上のものを除く。）」の製造・修理業が、平成10年3月より「中小信用保険法」に基づく特定業種に指定され、これにより、信用保証協会の信用保険を一般の限度額の倍額まで利用することが可能。

### (4) 造船産業人材育成支援事業

我が国造船業は、造船不況期に各社が技能者の採用を控えたことなどにより技能者の半数近くが50歳以上の高齢者となっており、今後10年間に大規模な世代交代の時期を迎えることになる。急速な世代交代の中で、我が国造船産業の競争力の要因となっている「匠」の技能を円滑に次世代に伝承することが必要となっている。

このため、次世代を担う人材に効率的な訓練を施すとともに、人材データベースを構築して技能者の活用を促進することにより、造船業の技術基盤を維持して国際競争力を確保し、もって雇用創出と地域経済活性化を図ることを目的として、平成16年度より、新卒・中途採用者の即戦力化のための座学・実技研修、技能人材データベースの構築・運用といった造船業における就業・研修サービスを支援している。

## 中小造船業の売上高及び営業利益率(対売上高)の推移



- (注) 1. 「船舶(総トン数が1万トン以上のものを除く。)の製造又は修理業の実態調査」による。  
 2. 造修能力500GT以上3,000GT未満の事業者150社のうち、約9割の事業者の集計結果。  
 3. 製造業平均については「中小企業の経営指標」(中小企業庁)による。 4. 造修以外の事業を含む。

# 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(案) (注1) に基づく支援制度の概要

**目的** 創業等した企業の事業活動、中小企業の経営革新及び異分野連携による新事業分野開拓の支援を実施

## 経営基盤強化計画(業界団体等)

### 内容:

競争条件の著しい変化、環境又は安全に係る規制の著しい変化、貿易構造の著しい変化等により、業況の悪化が見られる業種(特定業種)に属する中小企業が経営基盤を強化するための対応を図ること。

**計画作成主体:** 特定業種に属する商工組合等

中小造船業及び船用工業については、「船舶(総トン数1万トン以上のものを除く。)、船用機関又は船舶用品の製造又は修理業」を政令指定。(平成12年12月13日)

### 商工組合等

経営基盤強化計画を作成

承認(注2)  
(主務大臣)

### 各種支援策

1. 低利融資制度  
・政府系金融機関による低利子融資
2. 税制面での支援措置  
・特別土地保有税の非課税措置  
・事業所税の非課税措置
3. 中小企業信用保険法の特例  
・信用保証協会による債務保証額の倍額化等

## 経営革新計画(個別企業等)

### 内容:

中小企業が、単独で又は共同で、必要に応じ組合や共同出資会社等を用いつつ、新商品の開発、生産、商品の新たな生産の方式の導入その他の事業活動を実施することを通じて、相当程度の経営の向上を図ること。

なお、計画には、経営の向上を示す指標を盛り込むものとする。

### 計画作成主体:

中小企業者、グループ等(全業種)

### 中小企業者、グループ等

経営革新計画を作成

承認(注3)  
(都道府県知事等)

### 各種支援策

1. 補助金  
・事業経費の2/3を限度として補助
2. 低利融資制度等  
・政府系金融機関による無利子・低利子融資
3. 税制面での支援措置  
・設備投資減税(取得額の7%の税額控除又は30%の特別償却)  
・特別土地保有税の非課税措置
4. 中小企業信用保険法の特例  
・信用保証協会による債務保証額の倍額化等
5. 中小企業投資育成株式会社法の特例  
・資本金3億円を超える会社でも中小企業投資育成会社を利用可能

## 異分野連携新事業分野開拓計画(個別企業等)

### 内容:

中小企業が異なる分野で事業を営む他の中小企業等と連携し、それぞれの有する「強み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業(新連携)の支援を行い事業環境基盤の充実を図ること。

### 計画作成主体:

中小企業者、グループ等(全業種)

### 中小企業者、グループ等

異分野連携新事業分野開拓計画を作成

承認  
(主務大臣)

### 各種支援策

1. 補助金
2. 低利融資制度
3. 税制面での支援措置
4. 中小企業信用保険法の特例
5. 中小企業投資育成株式会社法の特例
6. 中小企業基盤整備機構による高度化融資等

注1. 「中小企業経営革新支援法」、「中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法」及び「新事業創出促進法」を整理統合する新法が国会にて審議中。(平成17年4月施行予定)

注2. 中小造船業及び船用工業については、日本中小型造船工業会、日本船用工業会他13団体が作成した経営基盤強化計画について、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けた。(平成13年11月26日)

注3. 中小造船業及び船用工業においては、7社が各県知事から経営革新計画の承認を受けている。(平成16年4月1日現在、造船課調べ)

## 中小企業信用保険法に基づく信用補完制度

### 制度の概要

中小企業が民間金融機関から事業資金を借り入れる際に、その借入債務を信用保証協会が保証することにより、事業資金の融通を円滑にする制度。実際の保証は各都道府県等にある信用保証協会から直接又は金融機関を経由して行われる。

また、需要の減少等により事業活動に著しい支障を生じている業種として指定を受けると、信用保証協会の保証を受けるにあたり、一般の保険限度額に加えて、別枠の信用限度額を利用できる等の措置が受けられる。(経営安定関連保証)

なお、中小企業経営革新支援法に基づく承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化のための事業に必要な資金の借り入れについても、一般の保険限度額に加えて、別枠の信用限度額を利用できる等の措置が受けられる。(経営基盤強化関連保証)

### 支援措置の概要

	[一般保険限度額]		[別枠保険限度額]
普通保険(担保・保証人必要)	2億円	+	2億円
無担保保険(担保不要、保証人必要)	8,000万円	+	8,000万円
特別小口保険(担保・保証人不要)	1,250万円	+	1,250万円

経営安定関連保証又は経営基盤強化関連保証の活用により、利用できる限度額の倍額化が可能。

### 業種指定の状況

中小企業信用保険法第2条第3項第5号に基づく指定

指定業種：中小造船・船用工業(指定名：「船舶(総トン数が一万トン以上のものを除く。)、船舶用機関(船用内燃機関及び船外機を除く。 )又は船舶用品(ポンプを除く。 )の製造・修理業」)

指定期間：平成17年3月31日まで(指定期間は3ヶ月間であり、3ヶ月おきに業況を調査し、指定基準を満たす場合に業種指定を行っている)

# 造船産業次世代人材育成支援事業

## 目的

次世代を担う人材に効率的な訓練を施して造船に関する「匠」の技能を円滑に伝承するとともに、人材データベースを構築して技能者の活用を促進することにより、造船業の技術基盤を維持し国際競争力を確保し、もって雇用創出と地域経済活性化を図る。

## 内容

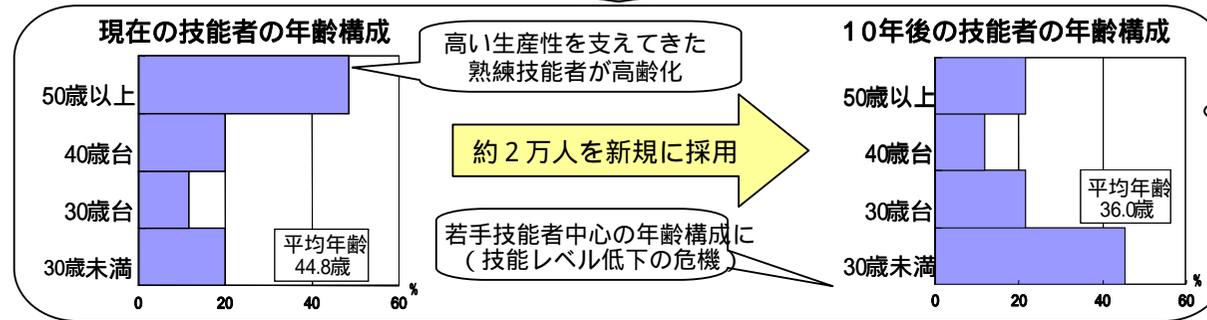
新卒・中途採用者の即戦力化のための座学・実技研修、技能人材データベースの構築・運用といった造船業における就業・研修サービスを支援する。

製造業の多くが空洞化する中、国内生産比率ほぼ100%、半世紀近く世界シェアトップ  
我が国造船産業は、国内生産拠点を維持しながら今後も発展していくべき重要な産業



工程の全自動化ができない造船業では、現場の優秀な技能者が生産性と品質の鍵

我が国造船産業のビジョン（『造船産業競争戦略会議より』）  
2010年頃において、世界シェア1/3の生産体制の国内維持



かつて存在しなかった構造的問題に直面

- ・技能者の高齢化（わが国造船技能者の約5割が50歳以上）
- ・下請け依存率が拡大（主要造船所の社外工比率は65%に）
- ・新卒者の教育基盤の脆弱化（工業高校造船科は12校(S50代) 3校(H16)）

中小は研修、OJTの余裕無し

次世代人材養成事業による円滑な技能伝承（国費補助）

- ・造船集積地での研修等による新規採用技能者の早期育成
- ・人材データベースの構築による高齢技能者の指導者としての活用

- ・競合国に対抗できる人的資源を確保し、国内生産を守りつつ、世界トップの産業競争力を維持
- ・今後10年間で約2万人の技能者の雇用を創出し、地域経済を活性化